

任意継続の手続き方法

別紙2（令和7年9月末退職者用③）

1 提出期限

令和7年10月14日(火) 申出書等必着
(退職日が決まり次第、退職日前でも提出可)

注:掛金納付期限に間に合わなくなる可能性がありますので、10月14日(火)までに当組合へ申出書が到着するよう、あらかじめ日数に余裕を持って、お早めにお手続きください。なお、10月16日(木)までに納付書が到着しない場合は、当組合に10月17日(金)午前中までにご連絡ください。

2 掛金納付期限

令和7年10月20日(月)

3 必要書類

- ①「任意継続組合員資格取得申出書」
- ②組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・資格確認書等
(未返却の方のみ)※退職日前に申出書を提出する場合は、退職日後に返却でも可

4 申出方法

「任意継続組合員資格取得申出書」等を当組合へ郵送してください。
(退職日前は逡送でも可)

【提出先】

大阪市職員共済組合 保健医療係

※資格確認書等の即日交付はできませんので、受付は郵送又は逡送のみです。

5 「任意継続掛金」の納付

当組合にて郵送で受付した書類等の確認後、資格確認書等の交付方法の案内及び
納付書をご自宅あてに発送します(退職日前に申出書等を提出した場合でも10月
1日(水)から発送します。)。

納付書は指定金融機関(りそな・三菱 UFJ・三井住友・みずほ銀行)の窓口で納付してください。

掛金納付期限10月20日(月)までに掛金を納付されなかった場合は、任意継続組合員の資格を取得することができませんので、ご注意ください。

送付先住所

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎4階

大阪市職員共済組合 保健医療係 行

○大阪市職員共済組合ホームページ

<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/application/>

大阪市職員共済組合

サイト内検索



トップ

手続き・申請

短期給付

長期給付

各種事業

入札契約情報

Home > 手続き・申請

手続き・申請

資格確認書（組合員証等）に関する手続き

退職に関する手続き | 扶養家族に関する手続き

病気やケガをしたとき | 出産したとき | 亡くなったとき

申出書のダウンロード
ができます。

退職に関する手続き

退職するとき（組合員の資格を失ったとき）

任意継続制度に加入するとき

申請書類

▶ ①任意継続組合員資格取得申出書

書類（PDF）



記入見本（PDF）



※9 月にホームページリニューアル予定のため、レイアウトを変更することがあります。申出書のダウンロード場所が不明な場合は、お問い合わせください。

○大阪市職員共済組合 保健医療係

電話番号 06-6208-7591、7592、7593

月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時 30 分まで（12 時 15 分～13 時を除く）
（祝日及び振替休日を除く。）

メールアドレス: ba0010@ii.city.osaka.jp

所在地: 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁舎4階